

令和8年度石岡市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地方創生石岡市総合戦略に基づき、石岡市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同で実施するわくわく茨城生活実現事業について、予算の範囲内で移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、「わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）及び石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 支援金の交付金額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身世帯の場合にあっては60万円とする。この場合において、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次号の要件を満たす者のうち、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(イ) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（平成3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に

限る。以下同じ。) をしていたこと。

(4) 住民票を移す直前に、連続1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(5) (ア)及び(イ)の規定に関わらず東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業した年限を上限(高等専門学校にあっては2年を上限)として本事業の移住元として対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 移住支援金の申請時において、石岡市に転入後3箇月以上1年以内であること。

(4) 石岡市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(4) 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(5) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。

(エ) その他茨城県及び石岡市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 就業先が、茨城県が支援金の対象としていばらき就職チャレンジナビ（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している企業であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3箇月以上在職していること。
- (オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在籍していること。
- (ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 転入日から申請日までの間、テレワークにより勤務することとし（原則として、恒常的に通勤しない）、かつ、週20時間以上テレワークを実施していること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、当該移住者が所属先企業等から助成を受けていないこと。

エ 申請時において、申請者若しくは同一世帯の者が石岡市内に住宅を新築又は購入していること。ただし、同一の住宅に対して、支援金を複数回申請することはできない。

(4) 関係人口に関する要件 交付対象者が、次に掲げるアに該当し、かつ、イ又はウに該当すること。

ア 石岡市が実施した移住定住促進事業の参加者

イ 県内の農林水産業（専業に限る。）へ就業又は承継する者

ウ 市町村等（複数市町村で農業を営む者が認定農業者に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、都道府県又は国）において、認定新規就農者又は認定農業者の認定を受けている者

(5) 起業に関する要件 実施要領又は石岡市が個別に定める地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けてから1年以内であること。

2 前項の要件を満たしている者のうち、世帯の申請をする場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 交付対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において、石岡市に転入後3箇月以上1年以内であること。

エ 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

(移住前相談)

第4条 支援金の交付の相談をする者（以下「相談者」という。）は、移住支援金移住前相談書（様式第1号）に、次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し（顔写真のあるもの）

(2) 戸籍の附票

(3) 住民票謄本（世帯で申請を行う場合は、相談者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できるもの）

(4) 前3号に掲げる書面に加え、相談者は、次に掲げる該当条件により書類を提出しな

なければならない。

ア 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者だった者が移住支援金を受ける場合
合 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

イ 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主だった者が支援金を受ける場合

(ア) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

(イ) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し（顔写真のあるもの）

(2) 住民票の除票

(3) 住民票謄本（世帯で申請を行う場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の石岡市での在住地を確認できるもの）

(4) 前3号に掲げる書類に加え、申請者は次に掲げる該当条件により書類を提出しなければならない。

ア 就業により支援金を受ける場合 移住後の就業証明書（移住支援金の申請用）
（様式第3号）

イ 起業により支援金を受ける場合 県が発行する起業支援金の交付決定通知書

ウ 個人事業主以外でテレワークにより支援金を受ける場合

(ア) 移住後の就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク用）（様式第4号）

(イ) 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し

(ウ) 新築し、又は購入した住宅の登記事項証明書

エ 個人事業主でテレワークにより支援金を受ける場合

(ア) 就業時間の証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク用）（様式第5号）

(イ) 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し

(ウ) 新築し、又は購入した住宅の登記事項証明書

(エ) 業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して

行うことが確認できる書類)

(ホ) 開業届の写し又は確定申告書の写し

(カ) 申請前3箇月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類
オ 関係人口により支援金を受ける場合 移住後の就業証明書, 申請前3箇月の給与
明細の写し及び勤務記録の写し

カ 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者だった者が支援金を受ける場合
東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地, 在勤期間及び
雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

キ 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主だ
った者が移住支援金を受ける場合

(イ) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)

(ロ) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

(交付決定等)

第6条 市長は, 前条の申請があった場合は, その内容を審査し, 支援金の交付を決定し
たときは, 移住支援金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとす
る。

2 市長は, 支援金の交付の決定に当たっては, 必要な指示又は条件を付することができ
る。

(実績報告等)

第7条 市長は, 規則第14条に規定する実績報告については, 第5条第1項に規定する申
請書の提出をもって実績報告があったものとみなすものとする。

2 市長は, 規則第15条第2項に規定する補助金等確定通知書については, 前条第1項に
規定する通知書をもってこれに代えるものとする。

(支援金の交付)

第8条 第6条第1項に規定する通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は
, 前条の規定による通知を受けたときは, 移住支援金交付請求書(様式第7号)に, 移
住支援金交付決定通知書の写しを添えて, 市長に支援金の交付を請求しなければならない。
い。

(移住支援金の返納又は返還)

第9条 市長は, 移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は, 移住

支援金返納・返還命令通知書（様式第8号）により、次に掲げる額の返納又は返還を請求するものとする。

- (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき 全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に石岡市から転出したとき 全額
- (3) 第3条第2号の要件による交付決定者が移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき 全額
- (4) 起業支援金事業に係る交付決定を取り消されたとき 全額
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石岡市から転出したとき 半額
(返還免除)

第10条 交付決定者は、前条の規定にかかわらず、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情に該当するときは、移住支援金返還免除申請書（様式第9号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、移住支援金返還免除承認（不承認）決定通知書（様式第10号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(市の事業への協力)

第11条 交付決定者は、移住支援金を受領した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、市が行う移住定住促進事業、現況調査等へ協力しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(令和7年度石岡市移住支援金交付要綱の廃止)

2 令和7年度石岡市移住支援金交付要綱（令和7年石岡市告示第253号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示による規定は、令和8年4月1日から転入した者について適用し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに転入した者については令和7年度石岡市移住支援金交付要綱の例による。